

捨てず 放さず 飼うなら一生

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎ 0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎ 0968・34・3111

犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）を必ず実施しましょう！（狂犬病予防法 第4条・第5条）

狂犬病は犬にも人にも感染する恐ろしい病気です。

避妊・去勢手術は、必ずしましょう。犬の病気を防ぎます。飼い主に責任があります。
※狂犬病予防注射や犬の登録は動物病院でもできます。



鑑札や迷子札をつけましょう！

道に迷った犬は、自力で家に帰れません。迷子札で守れる命があります。
迷子になった場合は、すぐに保健所・役場に連絡しましょう。
※雷や花火の音に驚いて、家から脱走することがあります。いつも以上の力がでます。
リード・首輪がはずれないように、普段からチェックしましょう。

犬の放し飼いはやめましょう！（熊本県の動物愛護及び管理に関する条例第5条）

つながれていない犬は、交通事故にあったり、犬が苦手な人や近所の人に、気付かないうちに迷惑をかけていることがあります。
また、普段はおとなしい犬でも、人に咬みついてケガをさせること（咬傷事故）があります。
※散歩の時や家にいる時も、原則、犬は必ずつないで飼いましょう。



動物の遺棄・虐待は犯罪です！

犬を捨てないでください。虐待をしないでください。動物遺棄罪で罰金に処せられることがあります。
最後まで責任をもって飼いましょう。

ふん・尿の始末をきちんとしましょう！

（熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第4条）

散歩時のふんは持ち帰りましょう。最近、犬、猫のふん・尿に関する苦情が増えています。

あなたの家の玄関や庭に、ふんや尿をされたら、とても嫌な気分になりませんか？
皆さんが、犬の正しい飼い方を知り、ルールとマナーを守って飼うことで、迷子やケガなどで収容される犬の数を減らすことができます。
人と動物とが穏やかに共生できる社会をめざして、私たち一人一人にできることを考えてみませんか？



東京2020オリンピック聖火リレー ミニセレブレーション

問い合わせ先 本庁 まちづくり推進課
企画調整係 ☎ 0968・86・5721

5月7日（木）に和水町でオリンピック聖火リレーを実施します。聖火の到着を祝うイベント「ミニセレブレーション」を、ゴール地点の金栗四三生家で実施します。

詳細は今後発表予定です。ステージイベントやシャトルバスの運行などを計画しています。皆様のご来場をお待ちしています。

また、聖火リレー当日は、ルートおよびその周辺道路の交通規制を行う予定です。ご協力をよろしくお願いします。



くらしの情報



4月から火葬は 和水町斎場で実施します

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係
☎ 0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係
☎ 0968・34・3111

現在、町内の人が死亡した場合、三加和地区は「和水町斎場（和水町板楠）」で、菊水地区は「せきすい斎苑（南関町下坂下）」で火葬を実施しています。しかし、両火葬場とも供用開始から35年以上が経過し、建物や機械などの老朽化が進んでいることから、今後の継続が難しい状態となっています。
今後のあり方について協議を進めた結果、せきすい斎苑の改修工事を行い、その後、和水町斎場を廃止し、町内の火葬はせきすい斎苑に一本化することになりました。
4月からせきすい斎苑の大規模改修工事を行いますので、せきすい斎苑は一時休業とし、工事期間中は菊水地区の火葬も和水町斎場で実施します。
町民の皆さまにはご不便をおかけしますがご理解をよろしくお願いします。

時期		3月	4月～令和3年3月	令和3年4月
地区	菊水	せきすい斎苑	和水町斎場	せきすい斎苑 (リニューアルオープン)
	三加和	和水町斎場		
※せきすい斎苑大規模改修工事				※和水町斎場を廃止

僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A

新社会人の皆さんへ

～クレジットカード編～



(安 しん子ちゃん)

Q

なごワン、春から社会人になる人へ、新社会人として気を付けた方がいいことを教えて。



(安 しん子ちゃん)

Q

支払いの計画を立ててないと、どんなことが起こるの？

社会人になるとほとんどの人がクレジットカードを作るから、クレジットカードの使い方について教えるワン。
クレジットカードは現金がなくても買い物や支払いができてとても便利だけど、支払いの計画を立てて使わないと大変なことになるワン。

A



(なごワン)

クレジットカードは魔法のカードじゃないワン。使った分は自分で支払わないといけないワン。自分の収入で返せる範囲内で利用しないと、借金が増えて後々困ることになるワン。他にも次のことに気を付けるワン。困ったときは、すぐに相談するといワン。

A



(なごワン)

- ① クレジットカードは絶対他人に貸さない。
- ② 安易にキャッシング（現金借り入れ）をして「借りる癖」をつけない。

- ③ 必要以上に何枚もクレジットカードを持たない。
- ④ 毎月の利用明細書は必ずチェックする。

消費生活相談窓口 本庁 総務課 ☎ 0968・86・5720 （警察の相談窓口＃9110）